

別紙

質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、質屋（質屋が未成年者又は成年被後見人である場合は、その法定代理人を含む。以下同じ。）又はその代理人等（質屋の代理人又は使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）が法令違反行為を行った場合に、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）が営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業停止命令 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の停止を命ずることをいう。
- (2) 許可の取消し 法第25条の規定に基づき、質屋に対し、その質屋営業の許可を取り消すことをいう。
- (3) 法令違反行為 質屋営業に関し、法、法に基づく命令又は他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為をいう。
- (5) 営業停止期間 営業停止命令において質屋が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為の分類)

第3条 法令違反行為は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、G及びHに分類するものとする。

第2章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合は、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 質屋がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋がE、F、G又はHに分類されるものを行ったことにより罰金刑に処せられたとき。
- (3) 質屋がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がB、C又はDに分類されるものを行ったとき。

(営業停止命令の個数)

第5条 1個の法令違反行為については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(営業停止命令に係る期間)

第6条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) E 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) B及びF 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) C及びG 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) D及びH 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。

(営業停止命令の併合)

第7条 法令違反行為が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第5条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとお

りとする。ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準期間 当該法令違反行為について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為について前条に規定する基準期間を合計した期間（例：当該法令違反行為がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月）を超えることはできない。

(2) 短期 当該法令違反行為について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。

(3) 長期 当該法令違反行為について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為について前条に規定する長期を合計した期間（例：当該法令違反行為がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、8月）を超えることはできない。

（観念的競合等）

第8条 1個の行為が2個以上の法令違反行為に該当する場合又は法令違反行為に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為にも該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に該当する場合は、各法令違反行為について第6条に規定する基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

（常習違反加重）

第9条 質屋が営業停止命令を受けた日から3年以内に、当該質屋に再び営業停止命令を行うときは、第5条の規定にかかわらず、当該法令違反行為について同条に規定する基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。

(営業停止期間の決定)

第10条 営業停止期間は、第6条から前条までに規定する基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条から前条までの規定に基づく短期を下限とし、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められるとき。
- (2) 質屋又はその代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
- (3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて、その質屋の過失が極めて軽微であると認められるとき。
- (4) 質屋が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態を解消するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛^{しゆん}の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条から前条までの規定に基づく長期を上限とし、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 法令に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められるとき。
- (4) 当該営業停止命令対象行為が行われた日前3年以内に、同種又は類似の法令違反行為を理由として、当該質屋が営業停止命令を受けたとき。
- (5) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかったことについて

て、その質屋の過失が極めて重大であると認められるとき。

- (6) 質屋又はその代理人等が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

第3章 許可の取消し

(許可の取消しを行うべき場合)

第11条 次の各号のいずれかに該当し、質屋に帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復しようとしているときなどを除き、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 質屋が他の法令に違反して、拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 質屋（質屋が未成年者である場合の法定代理人を除く。）が法第3条第1項第3号、第4号、第6号又は第9号に該当したとき。
- (3) 質屋が法人である場合に、その業務を行う役員が、法第3条第1項第1号、第3号から第7号までに該当するとき、又は許可の取消しをしようとする日前3年以内に、法第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
- (4) 質屋の法定代理人が、法第3条第1項第1号、第3号、第4号若しくは第7号に該当し、又はそのいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

- (1) 質屋がAに分類されるものを行ったとき。
- (2) 質屋がその代理人等に対し、指導及び監督その他その代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その代理人等がAに分類されるものを行ったとき。
- (3) 営業停止命令期間が1年であって、前条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(4) 許可の取消しを行おうとする日前1年以内に、質屋が60日以上営業停止命令を受けていた場合であって、当該営業停止命令対象行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、法令違反行為を行った質屋又はその代理人等が法令違反行為を繰り返すおそれが極めて強く、質屋が引き続き質屋営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(情状による軽減)

第12条 前条第2項各号のいずれかに該当する場合であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、同項の規定にかかわらず、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(営業停止命令及び許可の取消しの関係)

第13条 許可の取消しを行うときは、営業停止命令は行わないものとする。

(二以上の営業所を有する質屋に対する許可の取消し等)

第14条 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について許可を取り消された場合は、許可を取り消された原因である法令違反行為をその代理人等が行い、かつ、当該法令違反行為が当該一の営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても許可の取消しを行うものとする。

2 二以上の営業所を有する質屋が、一の営業所について営業停止を命じられた場合は、当該営業停止命令対象行為をその代理人等が行い、かつ、当該営業停止命令対象行為が当該一の営業所の営業に関するものに限られるときを除き、他の営業所についても営業停止命令を行うものとする。